

三田市青少年問題協議会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (組織)</p> <p>第2条 協議会は、<u>会長及び委員</u> 25人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p><u>(1) 市議会議員</u></p> <p><u>(2) 関係行政機関の職員</u></p> <p><u>(3) 学識経験者</u></p> <p><u>(4) 関係団体の代表者</u></p> <p>(任期)</p> <p>第3条 <u>前条第2項第4号の委員の任期は2年とし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u> (会長及び副会長)</p> <p>第4条 <u>会長は協議会を代表し、会務を総理する。</u></p> <p><u>2 協議会に副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。</u></p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条 省略 (組織)</p> <p>第2条 協議会は、委員 25人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p><u>(1) 関係行政機関の職員</u></p> <p><u>(2) 学識経験者</u></p> <p><u>(3) 関係団体の代表者</u></p> <p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は2年とし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 (会長及び副会長)</p> <p>第4条 <u>協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p><u>2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</u></p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>